

意見書を提出します

9月定例会には、議員提案を含む6件の意見書案が提案され、質疑討論の結果、すべての意見書案が採択されました。採択された意見書は衆・参両院議長や内閣総理大臣等に提出されます。

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書（案）

政府は昨年6月に「療養病床の削減」や、70歳～74歳までの高齢者の医療費の支払いが、1割から2割になるなどの負担増、また混合診療の拡大などと共に、後期高齢者医療制度を新たに設けることを決めた、医療制度改革関連法を成立させました。

その中で、来年4月から実施されようとしている後期高齢者医療制度は、生活保護受給者を除く75歳以上のすべての高齢者が対象で、現在加入している保険から抜けて強制加入とされます。75歳以上の方は、月額15,000円以上の年金があれば保険料を年金から天引きされ、介護保険料と合わせると月額1万円を超す試算も示されています。

また、年金から天引きできない人は普通徴収となり、滞納すると短期保険証や資格証明書の発行といった、厳しい措置がとられることとなっています。もうひとつの大きな問題点は「心身の特性にふさわしい診療報酬」の掛け声のもと、どれだけ治療しても一定の点数にしかならない包括・定額報酬の導入が決められており、必要なだけの医療が保険で受けられなくなるおそれのあることです。

以上のことからこの制度は、療養病床の削減などとともに、病院経営者や自治体関係者などの間で急速に不安が高まっており、なにより対象となる高齢者や、その家族への周知がほとんどなされていないことも問題です。高齢化率の高い本市にとっても多くの市民への負担増が予測され、制度が始まれば「生活保護受給者を増やすことになるのではないか」と懸念をされているところです。

いま政府の行うべきことは、医療費の抑制を前面に打ち出した制度改定でなく、せめて病気ของときには保険証1枚で良質の医療が、安心して受けられるよう整備することではないでしょうか。

よって、衆・参両院及び政府におかれては、下記のように制度内容を再検討されるよう強く求めるものです。

記

1. 低所得者のための保険料減免制度を創設すること。
2. 特定健診・保健指導に、引き続き国庫補助負担金を残すこと。
3. 保険料滞納者に対する保険証取り上げ・資格証明書発行を撤回すること。
4. 後期高齢者診療への別建て「診療報酬」導入を撤回すること。
5. 制度への国庫負担割合を増やし、自治体や、被保険者の負担を軽減すること。

◎採択された意見書

- 有害鳥獣対策の抜本強化を求める意見書
- 道路整備の中期的な計画に関する意見書
- 通信と金融のユニバーサルサービスを維持するために、郵政民営化の見直しを求める意見書
- 社会保険庁改革関連法案の一部改正を求める意見書
- 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書……国・県にそれぞれ提出